

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成17年12月19日

議会事務局

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

### 1. 会議日時

平成17年12月19日(月) 午前10時 開会  
午前11時5分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 柴田繁勝	副委員長 藤浦雅彦	委員 森西 正
委員 安藤 薫	委員 上村高義	委員 嶋野浩一朗
議長 三好義治	副議長 本保加津枝	

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

助 役 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫	同局次長 野杵雄三	同局次長代理 上 清隆
同局主幹 日垣智之	同局書記 中井真穂	同局書記 湯原正治

### 1. 案件

- ・一般質問の質問者ごとの割当時間について
- ・上程の決まった意見書等の議事日程、扱いについて

(午前10時 開会)

○柴田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者からあいさつを受けることにします。

助役。

○小野助役 おはようございます。

今年も、あとわずかとなりまして、また公私ともにご多忙の中を議会運営委員会を開催賜りましてありがとうございます。

去る12月5日に開催をいただきました議会運営委員会のおりに、追加議案について総務部長からふれさせていただきましたが、最終調整も終えまして、追加提案させていただくことになりました。

お手数をおかけいたしますが、条例案件3件、予算案件5件の、合計8件の上程をお願いする次第でございます。

案件の概要につきましては、総務部長からご説明申し上げます。それぞれ、よろしくお取り計らいを賜りますようお願い申し上げます。

○柴田委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、上村委員を指名いたします。

それでは、追加議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、今議会で追加提案させていただきます条例議案及び補正予算案件の概略についてご説明申し上げます。

各会計の補正予算の説明は後にしまして、条例議案から説明させていただきます。

まず、議案第114号の摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件についてですが、過日、議会運営委員協議会を開催いただきましてありがとう

ございました。おかげをもちまして、追加議案として発送できる運びとなりました。

それでは、過去の説明と重複いたしますが、概略説明させていただきます。

すでにご承知のように、平成17年4月1日から個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が施行され、また、公の施設の指定管理者制度の導入に伴い、今回改正させていただくものであります。

主要な改正点は3点ございます。

罰則規定を追加し、罰則を強化したこと。事業者等に対する市長の指導、助言規定等を設けたこと。指定管理者に個人情報保護措置を講ずることとしております。

罰則規定では、正当な理由がなく個人情報ファイルを提供したときは2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処することとしております。

また、業務に関して知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとしております。

実施機関の職員が職権を濫用して、個人の秘密が記録された文書等を収集したときや、個人情報保護審査会の委員が職務上知り得た秘密を漏らしたときなどは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることとなります。

なお、不正手段により保有個人情報の開示を受けた者は、法の規定との整合性を図るため、5万円以下の過料に改めております。

次に、事業者に対する市長の指導、助言規定では、市長は事業者に個人情報保護の適切な措置を講ずるよう指導、助言に努めることを、また、事業者からの説

明、資料提出を求め、是正勧告、さらには事実の公表をできることを規定しております。また、苦情相談の処理に努めることも規定しております。

今議会に18件の指定管理者指定の議案を上程させていただいておりますが、平成18年4月1日から発足しますこれから指定管理者においても、個人情報保護について必要な措置を講ずることとし、従事者や退職した従事者においても、個人情報の守秘義務を課しております。

なお、この改正後、個人情報保護条例は、平成18年4月1日からの施行としております。

次に、議案第115号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。これは、給料月額、扶養手当の額変更と勤勉手当の支給割合の変更を行います。

給料月額は、官民給与の逆転差を解消するため引き下げるもので、行政職給料表のとおり変更いたします。

次に、扶養手当については配偶者の扶養手当の現行月額1万3,500円から1万3,000円に、500円減額します。勤勉手当の額については、支給割合を平成17年12月支給分については、現行0.7月を0.75月と、0.05月引き上げ、年間の支給割合1.4月を1.45月とするものであります。

この改正条例は、公布の日から施行とし、行政職給料表の改正部分は、平成18年1月1日からの施行としております。

次に、議案第116号の特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてですが、これは平成17年度人事院勧告に伴い、一般職の勤勉手当の支給割合の変更に伴い改正するものであります。特別職

の職員及び議会議員の期末手当支給割合のうち12月支給分の支給割合、現行100分の230を100分の235と改正するものであり、施行日は公布の日からといたします。

次に、各会計の補正予算案件でございますが、議案第109号の平成17年度摂津市一般会計補正予算から議案第113号の平成17年度摂津市介護保険特別会計補正予算までは、議案第115号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第116号の特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に係ります所要額をそれぞれの会計で補正予算計上いたしております。

各会計での所要額は、一般会計で、繰出金を除く人件費のみでは、1,409万円、国民健康保険特別会計19万6,000円、介護保険特別会計24万1,000円、公共下水道事業特別会計40万6,000円、水道事業会計124万5,000円となり、全会計の合計1,617万8,000円の所要額となっております。

以上、概略を説明させていただきました。

○柴田委員長 説明が終わりました。

この際、質問がありましたらお受けしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは、これで退席していただいて結構です。

それでは、議案第76号、平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分について審査を行います。

補足説明を求めます。

上代理。

○上事務局次長代理 それでは、議案第76号、平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分、議会費に係ります部分について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、不要になりました議員報酬332万7,000円、議員期末手当467万5,000円、議員共済給付費負担金34万円及び政務調査費18万円などを減額するものでございまして、総額1,167万2,000円の減額補正となります。補正後の予算額は、3億82万5,000円となります。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○柴田委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第76号所管分について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○柴田委員長 再開いたします。

それでは、一般質問の質問者ごとの割当時間について各会派から発表をお願いいたします。

公明党からお願いいたします。

○藤浦委員 村上議員15分、南野議員15分、藤浦20分です。

○柴田委員長 市民ネットワークは、森西議員が20分ですよろしいですね。

それでは、自由民主党・改革クラブは。

○嶋野委員 三宅議員10分、嶋野20分です。

○柴田委員長 新生クラブは。

○上村委員 野原議員25分、上村15分です。

○柴田委員長 日本共産党は。

○安藤委員 山崎議員15分、安藤10分、川口議員15分、山本靖一議員10分です。

○柴田委員長 民主党は、柴田20分、原田議員20分です。

質問時間については、以上です。

それでは、事務局から確認をお願いします。

野杵次長。

○野杵事務局次長 ただいまの一般質問の質問者ごとの割当時間について確認させていただきます。

公明党、村上議員が15分、南野議員が15分、藤浦議員が20分です。

市民ネットワーク、森西議員が20分です。

自由民主党・改革クラブの三宅議員が10分、嶋野議員が20分です。

新生クラブ、野原議員が25分、上村議員が15分です。

日本共産党、山崎議員が15分、安藤議員が10分、川口議員が15分、山本靖一議員が10分です。

民主党の柴田議員が20分、原田議員が20分です。

○柴田委員長 次に、追加案件並びに上程の決まった意見書の議事日程、扱いについて協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

野杵次長。

○野杵事務局次長 それでは、追加案件、意見書の上程にかかわりまして、12月22日の議事日程につきまして説明いた

します。

この日につきましては、先日の委員会で、日程1、一般質問に続きまして、日程2といたしまして、議案第76号など32件の付託案件に関する委員長報告、採決と決まっております。この32件を採決グループごとにまとめるように順序を並び替えまして、備考欄に採決の方法を記入いたします。

先ほどの議会運営委員協議会で態度表明がございましたので、これをもとに整理いたしますと、議案第76号、議案第78号、議案第100号、議案第104号が一括起立採決でございます。それから議案第77号、議案第79号、議案第80号、議案第82号から議案第99号、議案第101号から議案第103号、議案第106号から議案第108号が一括簡易採決でございます。そして、議案第105号につきましては、委員会で修正議決となっておりますので、委員会の修正案並びにその修正部分を除く原案について、賛成の方の起立を一括で求めることといたします。

次に、日程3からが、本日、提出されました追加議案についての審議でございまして、日程3が、議案第114号、摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件で、即決でございます。

日程4が、議案第115号及び議案第116号の給与関係の条例改正2件で、一括上程のうえ、即決でございます。

日程5が、議案第109号から議案第113号までの補正予算5件で、一括上程のうえ、即決でございます。

日程6が、本日、上程の決まりました意見書でございまして、一括上程のうえ、即決でございます。これも、採決グループごとにまとめるようにいたします。

議会議案第16号、17号、19号は、

一括簡易採決、議会議案第18号が起立採決となります。

なお、この議事日程と議会議案につきましては、12月22日の本会議開会までに議場配付させていただきます。

○柴田委員長 ただいまの事務局の説明のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

(午前11時5分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 柴田 繁勝

議会運営委員 上村 高義